

【修了考査の合否判定基準】

- 1 修了考査の採点は、受講者が受講した各科目の配点の合計をもって満点とします。
ただし、科目「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の免除者については、免除科目以外の科目を受験するものとし、受験科目の配点の合計をもって満点とします。
- 2 合格は、受験した各科目の得点が各科目の配点の40%以上であって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の60%以上である場合を合格とします。
- 3 不合格者は、前項の合格基準に合致しない者及び不正行為を行った者とします。
- 4 厚生労働省の指導により、項目1の免除者も全科目を受講し、修了考査も全科目受験していただきます。(2024年12月講習から)